

【小田文書】 鹿島郡 一六八五

伊田村之内白石分拾四貫六百文令扶持候。可爲知行者也。

天正八年 十一月十八日 連(長) 龍 在判

小林小左衛門尉殿

(伊田の邑名は今存せず。然れども白石又は白瀬は羽咋郡邑知院に在り。)

十一月廿二日。長連龍、荻野孫平兵衛尉に、鹿島郡小田中等の地を扶持す。

【荻野文書】 越中 一六八六

小田中村之内星名彌六分拾八貫文・黒地淵倉分五貫文、高畠・藤井村之内土田端貳貫五百文、合貳十五貫文令扶持候。但開出於有之者、貳十五貫文之外者可爲算用候者也。仍如件。

天正八年 十一月廿二日 連(長) 龍 在判

荻野孫平兵衛尉殿

十一月廿七日。長連龍、關吉右衛門をして、鹿島郡黒氏村の代官職たらしむ。

【長 文書】 金澤 一六八七
尚々盆之あらそい、最前櫻井□□へ上候。

就上洛金子壹兩三分馳走、神妙候。然者、黒地村六十三貫之地代官職申付候。不作以下之儀者、相立檢使可申付候。并扶持方貳十貫可致所納候也。仍如件。

天正八年十一月廿七日 連(長) 龍 在判

關吉右衛門殿

十二月廿五日。織田信長、溫井景隆等に、その歳末の禮物を贈れるを謝す。

【中谷文書】 鳳至郡 一六八八

爲歳末之祝儀、綿卅把到來候。懇志悦入候。猶菅屋九右衛門尉可申候也。

十二月廿五日

(後ノ上包) 織田右府信長公より能州溫井備前守景隆・三宅備中守

長盛之書翰、天正八年十二月廿五日一通。筒井内記。

(上包の筒井内記は鳳至郡大澤村に住したる加賀藩の十村なり。)

天正九年 辛巳 皇紀二二四一

正月朔日。織田信長、溫井景隆等に、その年始の禮物を贈れるを謝す。

【酒井文書】 鳳至郡 一六八九

爲年甫之祝詞、銀子百兩并鯉三候到來、早々懇情喜入候。猶菅屋九右衛門尉可申候也。

天正九年 正月一日 信(繼田) 長 在印

【筒井文書】 鳳至郡 一六九〇

爲改年之御祝儀、銀子十枚鯉三御進上、則披露申候。早々御祝着之趣、相見御内書候。隨而私に同五枚被懸御意候。喜悦存候。萬吉追々可申述候。恐々謹言。

天正九年 正月二日 長(菅屋) 頼 在判

【酒井文書】 鳳至郡 一六九一

尚以御出仕之儀、片時茂御急可被成候段、九右衛門尉可爲尤旨申事候。以上。

如御書、改年之御吉兆千秋萬歳目出度、彌何事茂思召儘に候迄。爲御祝儀、九右衛門尉方へ銀子五拾兩給候。則披露仕候之處ニ、御報ニ委被申候。次私へ銀子三枚拜領、謹而頂戴候。委曲田屋武兵衛殿可被仰候。目出度、恐惶謹言。

天正九年 正月一日 吉(岩越小兵衛) 久 在判

(溫井備中景隆) 備 様

(三宅備後長盛) 備 様

貴 報

(第一通・第二通宛所を缺けども亦溫井景隆・三宅長盛に與へたるものなるべし。)

二月廿九日。柴田勝家、溫井景隆に、上國の事情を報す。